

質問書に対する回答 5

件名		東関東自動車道 R7成田舗装工事	
番号	質問箇所	質問事項	回答（発注者使用欄）
1	特記仕様 25～26 ページ	26-10-1 交通規制工（1）種別に記載の連続車線規制 A・B・C の連続規制日（〇〇日）とは、規制設置日及び規制撤去日を含まない規制日数と考えてよろしいですか。ご教示ください。	その通りお考えください。
2	特記仕様 19 ページ	26-6-2 アスファルト混合物（3）種別に記載のアスファルト混合物の内、基層工 A・表層工 A はホットジョイントによる施工と考えてよろしいですか。ご教示ください。	貴社の施工計画に基づきお考えください。
3	特記仕様 25～27 ページ	交通規制工に配置される交通保安要員の労務費は、実働時間が 4.5 時間未満の場合は 0.5 人日分、4.5 時間以上の場合は 1.0 人日分の単価を計上すると考えてよろしいですか。ご教示ください。	貴社の施工計画に基づき必要な費用を計上してください。
4	特記仕様書 18 および 25 ページ	26-5-1 監視員通路工 及び 26-9-2 コンクリートシール工のコンクリートシールは、基面整正を含んでいると考えてよろしいですか。ご教示ください。	26-5-1 監視員通路工 及び 26-9-2 コンクリートシール工のコンクリートシールに基面整正は含んでおりません。
5	特記仕様書 26 ページ及び設計図書 50/53・51/53・52/53	設計図 50～52/53 の連続車線規制 A・B・C（昼夜）の数量表内の交通監視員の備考欄に記載の『（）内は工事不稼働時』には、連続規制期間中の平日の施工可能時間（各日 9:00～翌 2:00）以外の時間も該当すると考えてよろしいですか。ご教示ください。	その通りお考えください。